

3円引き上げでは生活できぬ！ 最低賃金答申に異議申出 県労連と県医労連が連名で提出

山形地方最低賃金審議会は八月七日、山形労働局の河西直人局長に対し、二〇二〇年度の県最低賃金を三円引き上げて七九三円とすることを答申しました。答申をうけ、七月二十一日、県労連の勝見忍議長と佐藤完治事務局長、県医労連の上田潤書記長は河西直人山形労働局長宛に、県労連の勝見議長および県医労連の渡辺勇仁委員長連名による「二〇二〇年山形県最低賃金額改定答申に対する異議申出書」を提出しました。

審議会 793円に決定 異議却下

異議申出書では、中央審議会が目安を示さないという異例の事態にあつて、三円の引き上げを答申したことは評価できるとしながらも、七九三円ではきわめて不十分であり、再審議を求めるとしています（異議申出の概要は裏面に掲載）。そのうえで、最賃は生計費を第一にして決定すべきこと、コロナ禍で奮闘したエッセンシャルワーカーの苦勞に報いていないこと、医療・介護は全国一律の報酬制度であるのに、賃金水準は地域によつて格差があること、中小企業支援を抜本的に拡充すべきことなどを指摘しています。



異議申出書を提出する県労連の勝見議長と
県医労連の上田書記長

審議会では、十分に審議は尽くされたとし異議を却下しました。

山形県全域に記録的豪雨 被災者救援へ街頭募金活動

下しました。一方、労働者側から「最賃のめざすべき水準や方向性は同じ考えだ」使用者側から「中小企業支援や社会保険料減免などは同意見だ」などの発言がありました。

新しい最低賃金は一〇月三日から効力を発します。全国一律・一五〇〇円をめざし、引き続き運動を前進させることが求められます。

山形県は七月二十八日から二十九日にかけて、記録的な豪雨に見舞われ最上川が五三年ぶりに氾濫するなど大きな被害をうけました。県は、農林水産関係と県管理の道路・河川関係の合計被害額が約二七七億円になり（八月一七日現在）、県内で発生した風水害被害額では過去最高と発表しています。

「震災・原発事故避難者のためのなんでも相談会」実行委員会（外塚功実行委員長）は七月十八日、山形市内で山形県豪雨災害被災者救援の街頭募金活動を行いました。



募金に協力する市民

実行委の勝見事務局長は、被害が県内全域に及んだと報告。「毎年のように大きな自然災害が起こっている。国や県に対して大規模な対策を求めると同時に、一人一人が自分の問題としてとらえ、被災者が一刻も早く元の生活に戻るよう力を合わせましょう」と呼びかけました。

全労連第三〇回定期大会オンラインで開催 勝見議長、佐藤事務局長が代議員出席

全労連第三〇回定期大会が七月二十九日から三〇日の二日間、オンラインで結んで開催されました。運動方針は「新型コロナウイルスを克服し、安倍改憲を止め、憲法が生きる社会を」などをスローガンに掲げ、大会二日目に採択されました。

山形県労連から、勝見議長と佐藤完治事務局長が代議員として出席しました。大会一日目に勝見議長が「労働組合の社会的影響力を拡大し、コロナ後の新しい社会の実現を」というテーマで、昨年の参院選のたかいや最賃闘争などで大

きく共同を広げ、社会的影響力を発揮してきた経験などを発言しました。新役員として、議長に小畑雅子氏、事務局長に黒澤幸一氏などを選出しました。

**被爆
75年**

広島・長崎の日に「平和の波」行動 日本政府は核兵器禁止条約を批准せよ！



核兵器をなくそうと市民にアピール

七五年
前の広島、
長崎で人
類の頭上
に初めて
原子爆弾
が投下さ
れた八月
六日と九
日、「唯一
の被爆
国日本が
核兵器禁
止条約を
批准し、
核兵器廃
絶の先頭
に立て」
と全国各
地で署名
行動やス
タンディ
ングなど

「平和の波」行動
が繰り広げられま
した。
山形では原水爆
禁止山形県協議会
が六日は午前八時
からスタンディン
グと署名行動、九
日はお昼に署名宣
伝行動に取り組み
ました。県労連の
勝見議長などがマ
イクを握り、「世界はコロ
ナ禍によって困難な事態に
直面している。力を合わせ
てこの危機を克服しなけれ
ばならない。核兵器大国が
いがみ合っている場合では
ない。今こそ軍事費削減と
核兵器廃絶を実現しよう」
と訴えました。ホテルの工
事現場に向かうヘルメット
姿の労働者は「核兵器増強



平和の波行動に参加したメンバー

などありえない、
廃止すべきだ」
ときっぱり述べ、
署名しました。
七〇代の男性
も「安倍首相は
率先して核兵器
禁止条約に賛成
すべきだ」と署
名しました。

全国いっせいでコロナ災害を乗り越える なんでも電話相談会を開催

「新型コロナウイルスから県民のいのちと暮らしを守るやまがた共同アクション」は八月八日、全国いっせいの「なんでも電話相談会」を開催しました。四一都道府県・七二会場に寄せられた相談件数は二一六件でした。分野別では、労働問題が六九件、生活保護に関する相談が二八件、給付・助成金に関する相談が五六件でした。山形会場では相談件数が一件のみで、全国では○件の地方もあり、事前の広報をどう強化するかなど検討が必要です。

今後も、コロナ禍による

解雇・雇止め、営業困難、

生活保護、国等の給付金な

どの支援制度の活用等々に

関する相談に引き続き対応す

ることとしています。

共済拡大を前進させよう 県労連共済会総会開く

山形県労連共済会第一〇回総会が八月十二日に開催されました。七月一日から自転車保険加入が義務化されたことや、大規模自然災害で一般火災保険料の値上げが懸念されます。そうした中で火災共済および自転車事故の補償がセットされている「個人賠償責任保険」

と自動車共済をセットにした加入促進キャンペーンを展開することになりました。自動車共済では、この間の拡大が停滞していることから、各組合への還元金を生み出すためにも、次期総会までに一〇〇台の契約台数をめざして拡大することを決めました。

県最低賃金793円答申への異議申出の概要を紹介します

- 山形県最低賃金額を3円引き上げ、793円とする答申については不十分である。
 - 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、コロナ禍の中で国民生活を支えるエッセンシャルワーカーなどの低賃金の打開のため、県最賃を生計維持にふさわしく引き上げること。
 - 「2020年までに平均1,000円、最低でも800円に」の雇用戦略対話の目標達成に向け、早急に1,000円に到達できる改正を行うこと。
- 厚労省および中央審議会に対し、格差を前提とする現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見を送付すること。
- 政府・厚労省等に対して、社会保険料の事業主負担の軽減等、中小企業・小規模事業者への効果的支援策の抜本拡充を求める意見を送付すること。
- 最低賃金法第9条2項にある「通常の事業の支払い能力」の撤廃を内容とする同法の改正を求める意見を送付すること。
- 審議会は、専門部会も含めて全面公開すること。本審議会において生活できる最賃額はいくらであるべきかを検討すべきであると、繰り返し指摘された。そもそも、審議会は「生活できる最賃額」を議論すべき場であると考えているのか否か、すべての委員の責任ある意見を公開すること。